

指定給水装置工事事業者の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第2号の規定により公示する。

令和5年3月30日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		更新年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第251号	小高水道	九十九里町 片貝1049番地 2	小高 友之	小高水道	九十九里町 片貝1049番地 2	令和4年12月12日 (令和9年9月29日)
指定第272号	有限会社 渡辺設備	長生郡白子町 古所3318番地 の6	渡辺 泰史	有限会社 渡辺設備	長生郡白子町 古所3318番地 の6	令和4年12月12日 (令和9年9月29日)